

## 佐渡出身学生応援ギフト事業業務委託仕様書

### 1 委託業務名

佐渡出身学生応援ギフト事業

### 2 委託業務の目的

本業務は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する佐渡市出身の学生に米をはじめとした佐渡産品などの物資を送付することで、学生の生活の支援とその学生を支える保護者等の経済的負担を軽減させるとともに、佐渡産品の送付を通じて、学生の郷土に対する愛着や誇りを育み、将来的に U ターン・関係人口の拡大や地場産業の振興につなげることを目的とする。

### 3 委託業務の履行期間

契約日から令和 8 年 12 月 25 日まで

※契約後の予定スケジュール

令和 8 年 6 月～ 8 月 31 日 対象者申込期間（佐渡市にて受付対応）

10 月上旬～11 月 佐渡産品配送

～12 月下旬 実績報告

### 4 業務内容

以下の内容を含むギフト事業の企画・実施を委託する。

#### (1) ギフトセットの構成・調達

- ① ギフトセットの総数は最大 700 件を予定している。構成において、送付可能数等を考慮の上、選定すること。
- ② 送付する佐渡産品は食品とし、佐渡市内で生産された農林水産物及び佐渡市内で生産された農林水産物を原料とした加工品、又は佐渡市内で製造した加工品とする。
- ③ セット内容の種類  
次の 2 種類のセットを用意し、学生の希望する 1 セットを送付するものとする。  
A セット（お米中心のセット）  
必ず精米 2 kg 以上を含むものとし、4 種類程度の佐渡産品を同梱し、店頭小売価格で総額 5,000 円以上（消費税及び地方消費税を含む。）のセットとする。  
B セット（お米を含まないセット）  
5 種類以上の佐渡産品を同梱し、店頭小売価格で総額 5,000 円以上（消費税及び地方消費税を含む。）のセットとする。
- ④ 各セット同一商品での調達が難しい場合、代替商品への変更も可とするが、あらかじめ佐渡市の了解を得ること。

#### ⑤セット内容に係る留意事項

- ・できるだけ多様な産品を選定すること。
- ・幅広い生産者・加工業者等からの仕入を行うこと。
- ・一人暮らしの学生が消費可能な分量・形態に配慮した内容とすること。
- ・対象者に未成年が含まれることから酒類は禁止とする。
- ・農業生産者、加工業者へ過度な負担を強いることのない調達を行うこと。
- ・商品構成については、佐渡市の事前の了解を得た上で決定すること。
- ・チラシを同梱する場合は、佐渡産品の振興につながるよう、商品に関するものに限る。

#### (2) 発送業務

- ① 佐渡市が作成した申込者リストをもとに、配送に関する全業務（梱包、宛名印刷、発送手配等）を行うこと。
- ② 梱包の際、佐渡市が作成する印刷物を同封すること。
- ③ 内容物に損害を加えないよう強度を保ち、配送に十分耐えうる梱包とすること。
- ④ 発送伝票等に必ず「佐渡出身学生応援ギフト」と表示すること。
- ⑤ 配送は、自社、委託は問わない。
- ⑥ 配送を別業者に委託する場合は、企画提案書に委託内容について具体的に記載すること。
- ⑦ 申込者への配送が完了するまでの追跡が可能な方法で配送すること。
- ⑧ 発送伝票を作成すること。
- ⑨ 元払いによる発送とすること。

#### 5 実績報告書の提出

##### 報告書（電子データ1部）

※電子データのファイル形式は、PDF 及びマイクロソフトワード、エクセルまたはパワーポイント形式とする。また、電子データはメール等により、納品すること。

- (1) 産品の仕入れに関する結果報告
- (2) 発送に関する結果報告

#### 6 検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、速やかに発注者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等を発見した場合は、速やかに訂正、補足その他の措置をとるものとする。

## 7 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得なければならない。

再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、取り扱う業務において、盗難・紛失、滅失等が発生した場合の責任の分担を予め取り決めておくこと。また、受託者は、再委託先の事業者に対し、受託者と同様の責務を順守させなければならない。

## 8 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

## 9 その他の留意事項

- (1) 受注者が再委託をする場合や、物品等の調達をする場合は、市内事業者への発注に努めるものとする。
- (2) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- (4) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する会計年度の終了後5年間これを保存しておかななければならない。
- (5) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）などの改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。但し、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。